

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会会員の皆さまへ

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会会員専用プラン

障害者施設総合補償制度

新型コロナウイルス感染症に関する補償のご案内

ひとつの保険で総合補償!

介護保険・社会福祉事業の運営をとりまくさまざまなリスクを、総合的にカバーする総合補償型商品です。基本契約に加えて、必要に応じて各種オプションを自由にセットすることができます。

利用者さま
への
備え



さらに手厚く

職員
への
備え



事業者
としての
備え



case1

感染症対策は十分に実施していたが、施設の利用者さまが新型コロナウイルスに感染。事業者としての賠償責任は問われなかったが、見舞金を支払った。

基本補償

対人見舞費用

case2

施設の職員が新型コロナウイルスに感染し、入院。事業者が定めた災害補償規定に基づいて、職員に対し見舞金を支払った。

オプション

感染症見舞金補償費用
補償特約

case3

施設の利用者さまが新型コロナウイルスに感染していたことが判明。保健所の指示により施設内の消毒を行い、その間利用者さまには、ほかの施設へ移動いただいた。

オプション

緊急費用補償特約

チェック! 詳しい補償内容については裏面をご覧ください。

補償内容についてのご案内

基本補償

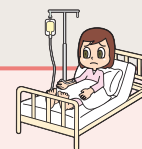
対人見舞費用



身体の障害が発生した場合に、事業者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金(弔慰金および見舞品の購入費用を含む)を引受保険会社の同意を得て支払ったとき、見舞費用保険金を支払います。

	1型・2型		3型		4型	5型	6型	
	1名支払限度額						1名支払限度額	
	見舞金・見舞品購入費用	治療費	見舞金・見舞品購入費用	治療費				
死亡	100万円		100万円		-	5万円	10万円	10万円
後遺障害	10万円に後遺障害等級表に掲げる保険金支払割合を乗じた額		10万円に後遺障害等級表に掲げる保険金支払割合を乗じた額			0.2~5万円	0.4~10万円	0.4~10万円
入院	31日以上	5万円	100万円	5万円	50万円	3万円	5万円	5万円
	15日以上	3万円		3万円		2万円	3万円	3万円
	8日以上	2万円		2万円		1万円	2万円	2万円
	7日以内	1万円		1万円		0.5万円	1万円	1万円
治療	31日以上	3万円	100万円	3万円	50万円	2万円	3万円	3万円
	15日以上	2万円		2万円		1万円	2万円	2万円
	8日以上	1万円		1万円		0.5万円	1万円	1万円
	7日以内	0.5万円		0.5万円		0.3万円	0.5万円	0.5万円

オプション 指定感染症追加補償特約 (感染症見舞金補償費用補償特約用)



従業員が業務中に新型コロナウイルス等の感染症(注1)に罹患した場合に、事業者が定める補償規定に基づき支給する見舞金に対して、保険金を支払います。(注3)

【お支払いの対象となる損害の範囲】

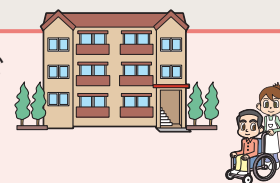
被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害

【お支払いする保険金の額】

補償対象者1名あたりの保険金の額は被保険者が定める災害見舞金規定等の額または次に掲げる金額のいずれか低い額を限度とします。

死亡し葬祭が行われる場合の葬祭費用		100万円	
治療の場合	入院日数および 通院日数(注4)の合計	31日以上	7万円
		8日以上30日以内	5万円
		7日以内	3万円

オプション 指定感染症追加補償特約 (緊急費用補償特約用)



新型コロナウイルス等の感染症(注5)の発生による緊急事態に対応するために事業者が被る損害に対して、保険金を支払います。(注6)

【お支払いの対象となる損害の範囲】

次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって生じる損害

- ①消毒・清掃費用 ②配食費用 ③食中毒・感染による移送・宿泊費用 ④避難移送・宿泊費用 ⑤災害用備蓄品の再調達費用

(注1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症(一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症および別表記載の感染症(注2)に限り)をいいます。

(注2) 詳細は「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

(注3) 始期日からその日を含めて10日以内に発病した感染症による損害は補償対象外となります。

(注4) 実際に通院(治療を伴わない通院は含みません。)した日数をいい、入院した期間を除きます。

(注5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症(一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限り)をいいます。

(注6) 始期日または特約の中途セット日からその日を含めて10日以内に発病した感染症による損害は補償対象外となります。

業務上のさまざまな補償に加え、新型コロナウイルス感染症にも対応可能です！

- このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員専用プラン障害者施設総合補償制度」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

担当課支社 世田谷支社

〒154-0023

東京都世田谷区若林1-19-6スリーアップビル2階

連絡先 03-3413-9853

- ご相談・お申込先

取扱代理店

〒154-0017

東京都世田谷区世田谷4-7-6セイフピア3階

株式会社 エヌシーアイ

連絡先 03-3426-7757